

営業権の評価明細書

被相続人名氏

事業者	住所又は本店所在地	事業の内容	事業の開始月	明治大正昭和平成	年	月	有償取得	取得額	取得年月日	円
	氏名又は名称									
平均利益金額の計算	年分又は事業年度	事業所得又は所得の金額	経常損益以外の損益の額	支払利子及び手形割引料の額	青色専従者給与額等	企業主宰者等に支払った賃借料の額	準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額	卸売物価指数による修正率	修正利益金額 (\pm + +) + + +) \times	円
									イ	
										ロ
	前年分又は直前事業年度									ハ
$(イ+ロ+ハ) \times \frac{1}{3} =$				円……						
				平均利益金額=ハの金額と の金額のうち = いずれか低い方の金額						
企業者報酬の計算	平均利益金額()	平均利益金額の区分に応ずる企業者報酬の額		100% ± (30%以内の増減割合)		企業者報酬の額 ×				
	円	円		%		円				
	平均利益金額の区分	企業者報酬の額		平均利益金額の区分		企業者報酬の額				
	200万円以上 300万円未満	900,000 円		1,500万円以上 2,000万円未満		4,000,000 円				
	300万円以上 400万円未満	1,250,000		2,000万円以上 3,000万円未満		5,500,000				
	400万円以上 500万円未満	1,600,000		3,000万円以上 5,000万円未満		7,000,000				
	500万円以上 700万円未満	2,000,000		5,000万円以上 7,000万円未満		8,500,000				
	700万円以上 1,000万円未満	2,500,000		7,000万円以上 1 億円未満		10,000,000				
1,000万円以上 1,500万円未満	3,000,000		1 億円以上		平均利益金額の10%相当額					
総資産価額の計算	資産の種類	評価額		資産の種類	評価額					
	土地及び土地の上に存する権利	円		債権(売掛金等)	円					
	建物及び構築物			預貯金・現金						
	機械器具									
	車両運搬具									
	じゅう器備品			その他						
	たな卸資産			合計						
<p>(平均利益金額) (危険率) (企業者報酬の額) (総資産価額) (基準年利率) (超過利益金額) (相続税評価額)</p> <p>_____ 円 \times 0.5 - _____ 円 - (_____ 円 \times _____) = _____ 円</p> <p>(超過利益金額) (営業権の持続年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率)</p> <p>_____ 円 \times _____ = _____ 円……</p> <p>営業権の持続年数は、原則として、10年とします。</p>										
営業権の価額	通常の企業の場合		ハの金額と の金額のうちいずれか低い方の金額 _____ 円							
	営業権の価額が相当高額であると認められる著名な企業の場合		ハの金額の3倍の金額と の金額のうちいずれか低い方の金額 _____ 円							

(注) 次に掲げる営業権については、相続税又は贈与税の課税価格に算入する必要はありません。

- 1 超過利益金額が5万円未満の企業の営業権
- 2 平均利益金額が200万円未満の企業の営業権
- 3 開業後10年(他人よりその企業を継続した場合は、その他人の営業期間と通算して10年とする。)に満たない企業の営業権
- 4 医師、弁護士のように、その者の技術、手腕又は才能等を主とする事業で、その事業者の死亡とともに消滅すると認められるものの営業権